

# 北海道 自家用新聞

発行所

北海道自家用自動車協会連合会  
編集兼発行人 野崎次夫  
札幌市東区北三〇東一(郵便番号〇六五〇〇三〇)  
電話(〇一一)七二二一―四五七八  
支局 札幌・函館・室蘭・旭川・帯広・釧路・北見  
定価 一部三〇円(会員の方は会費に含まれています)

## 国交省

### 自動ブレーキなどの普及に対応 OBDを活用した自動車検査

OBD(車載式故障診断装置)を用いた自動車検査(車検)を検討している国土交通省の、「OBDを活用した自動車検査手法のあり方検討会」は、このほど検査手法について中間とりまとめを公表した。

電子装置が搭載されているが、故障や不具合は外観から認識することが難しく、故障時は車両に搭載されているセンサーの異常を記録するOBDを活用し、記録された故障コードを読み取ることで異常検知が可能となっている。

国土交通省は、これらの装置が故障した場合、期待された機能が発揮されないばかりか、誤作動等につながる恐れもあることから、現行の測定機を中心とした検査手法では保安基準適合性の判断ができない電子制御装置まで踏み込んだ検査手法の確立が必要であるとして、昨年十二月に検討会を設置し、議論を進めている。

国土交通省は、無車検車(車検切れ車両)を捕捉する「可搬式ナンバー自動読取装置」を試行運用した結果、計七台の無車検車を捕捉したと公表した。

### 「ナンバー自動読取装置」を試行運用 街頭検査で無車検車を捕捉

国交省



街頭に設置されるナンバープレート自動読取カメラ

「可搬式ナンバー自動読取装置」の試行運用は、昨年十月から十二月にかけて札幌市や佐世保市、西宮市など全国五箇所の街頭検査で行われ、公道を走行する車両のナンバープレートを読み取り、同省が管理す

るMOTAS(自動車登録検査業務電子情報処理システム)の車検有効期間情報と照合した。その結果、計三六九六台の走行車両を確認したうち、七台の無車検車を検知したため、同省はこの七台を捕捉。無車検車を運行していたドライバーに直接指導を行ったうえ警告書を手交し、車検切れ車両を警察へ引き渡した。

国土交通省によると、国内の保有車両約八千万台のうち、約五一〇万台は車検が切れたままの状態とみている。その多くは放置状態の車両とみているが、過去の公道での調査から、全体の〇・二%〜〇・三%に相当する二十万台前後の無車検車が公道を

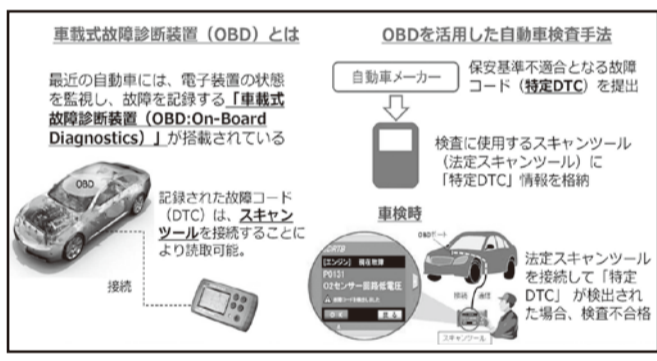
走行しているものと推計している。これまで国交省では、無車検車の対策として、駐車場などの見回りで期限切れの検査標章(車検ステッカー)が貼られた車両や、無作為に抽出した車検切れ車両のユーザーに対し注意ハガキを送付するとともに、ホームページに通報窓口を設置するなど、対策を講じている。しかし、これらの対策は、無車検車の取締りに必要な時間を要している。

このため国交省は、昨年九月、無車検車の取締りを強化するため、街頭に設置する「可搬式ナンバー自動読取装置」を新たに導入することを

検討会の中間とりまとめによると、OBDを活用した車検については、二〇二二年以降の新型の乗用車、バス、トラックを対象として、運転支援機能(アンチロックブレーキシステム、横滑り防止装置、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報)および自動運転機能(自動車線維持、自動駐車、自動車線変更)、排ガス関係装置などの保安基準に規定のある装置について検査を行うとした。

また、OBD検査の実施は、自動車メーカーにおける開発期間、ツールメーカーにおける検査機器の開発期間、検査実施機関や整備工場にお

ける準備期間を考慮し、二〇二四年からの実施を目指すとした。検討会は今後、専門家で構成するワーキンググループを設置し、OBDを活用した検査手法の詳細について議論していくとしている。



トヨタレンタカーは、ハイブリッドのレンタカー保有No.1\*。 \*2012年2月トヨタ自動車調べ。

## 人気のハイブリッドカーで 北海道を旅しよう



新型車も  
続々導入  
プリウス  
4WD登場

## ハイブリッド車では、満タン返却が不要な 『ハイブリッド燃費精算』がオススメ!

$$\text{精算金額} = \text{走行距離} \div \text{平均燃費} \times \text{燃料単価}$$

エコドライブを心掛けるほど燃料代がお得になります。

トヨタレンタカー予約センター 0800-7000-111  
ホームページトヨタレンタカータイプ www.toyota.co.jp/rent/  
携帯からのアクセスはこちら! http://rent.toyota.co.jp

株式会社トヨタレンタリース旭川 (本社) 旭川市東鷹栖4線10号1番地8

- 旭川店 Tel.(0166)57-0100 ■大雪山店 Tel.(0166)34-0100 ■深川店 Tel.(0164)23-0100 ■稚内店 Tel.(0162)22-0100
- 旭川空港店 Tel.(0166)83-3701 ■富良野店 Tel.(0167)23-2100 ■利尻店 Tel.(0163)89-2300 ■稚内空港店 Tel.(0162)29-3100
- 旭川駅前店 Tel.(0166)23-0100 ■士別店 Tel.(0165)23-2100 ■利尻空港店 Tel.(0163)82-1100 ■留萌店 Tel.(0164)43-0100
- 忠和店 Tel.(0166)61-0100 ■名寄店 Tel.(01654)3-0100 ■礼文店 Tel.(0163)86-1117 ■トマム店 Tel.(0167)58-1001





# 不正改造車を排除する運動

## 六月を強化月間として展開中

国土交通省と自動車関係三十二団  
体で構成する「不正改造防止推進協  
議会」は、関係省庁等の協力の下、  
道路交通の安全確保および公害防止  
を図るための対策として、毎年六月

一日から六月三十日までの一ヶ月間  
を「不正改造車排除強化月間」とし  
て重点を置き、「不正改造車を排除す  
る運動」を全国的に展開している。  
本運動は、年間を通じた運動であ



る「自動車点検  
整備推進運動」  
と連携を図り、  
主に安全を脅か  
し道路交通の秩  
序を乱す暴走行  
や過積載等を  
目的とした不正改造車を排除し、国  
民の安全・安心の確保の実現を目的  
として、平成二年度から毎年実施さ  
れている。

最近では、自動車のスタイルを重  
視するあまり、マフラー等の自  
動車部品の取付けや取外しによ  
り、保安基準に不適合の状態とな  
り、そのまま改造を行っている自動  
車ユーザーや、車検時には保安  
基準に適合していても、車検後  
に故意に部品の取付けや取外し  
をする不正改造が見受けられて  
いる。

同運動の周知を図っている。  
また、国土交通省では各運輸支局  
等に「迷惑改造車・迷惑黒煙相談窓  
口（不正改造車・黒煙一〇番）」  
を設置し、不正改造車及び黒煙に  
関する情報収集を行い、寄せられた情  
報を基に、不正改造車のユーザーに  
対し警告ハガキを送付し、不正改造  
部分の改修及びその結果等の報告を  
求めるほか、ユーザーの相談にも対  
応している。

▽お問い合わせは  
旭川運輸支局 検査整備保安部門  
TEL(一六六)五一一五三六三  
FAX(一六六)五一一五二七三

### 平成三十年度の重点排除項目

- ①マフラーの切断・取外し及び騒音  
低減機構を容易に取外せる等の基  
準不適合マフラーの装着
- ②タイヤ及びホイール(回転部分)  
の車体外へのみ出し
- ③大型貨物自動車の速度抑制装置の  
取外し、解除又は不正な改造、変  
更等
- ④シートベルト警報装置を解除する  
用品等の取付け

### 基本排除項目

- ①前面ガラス並びに運転者席及び助  
手席の窓ガラスへの着色フィルム  
等の貼付(貼付状態で可視光線透  
過率七〇%未満)
- ②前面ガラスへの装飾板の装着
- ③直前直左の周辺状況を確認するた  
めの鏡、又はカメラ及び画像装置  
の取外し
- ④灯火の色が不適切な灯火器及び回  
転灯等の取付け並びに保安基準  
上、装備が義務化されている灯火器  
(例・側面方向指示器の取外し)
- ⑤土砂等を運搬するタンク車の荷台  
さし枠の取付け及びリアバンパ  
(突入防止装置)の切断・取外し
- ⑥基準外のウイング(エア・スポイ  
ラ)の取付け
- ⑦不正な二次塗装
- ⑧ディーゼル黒煙を悪化させる燃料  
噴射ポンプの封印の取外し
- ⑨不正軽油燃料の使用

**不正改造は犯罪です**  
STOP! THE 不正改造  
迷惑千万出 許さない

不正改造車の排除を促進する運動  
不正改造車を見つけたら、登録ナンバー、不正改造の内容、照牌等の情報をお寄せ下さい。

旭川運輸支局 011-290-2752 検査整備保安部門 092-952-8042 自動車検査部 097-602-6763  
旭川運輸支局 025-265-9155 検査整備保安部門 092-952-8044 自動車検査部 092-472-2537  
旭川運輸支局 045-211-7254 検査整備保安部門 092-952-8042 自動車検査部 098-896-1837

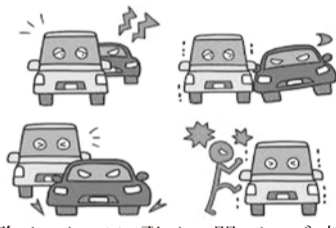
http://www.mtr.go.jp/joshu/joshu/tenkenseibi/tenkenseibi.html

# 「あおり運転」厳罰化

## 警察庁

死亡事故に発展する恐れがある  
「あおり運転」など悪質で危険な運  
転が社会問題化しており、警察庁  
は、悪質な「あおり運転」に対し  
ては交通違反による点数の累積が無く  
ても、最長一八〇日の免許停止がで  
きる道路交通法の規定を適用して事  
故防止を図るよう、全国の警察へ指  
示した。

が自動車等を運転することが著しく  
道路における交通の危険を生じさせ  
る恐れがある「危険性帯有」につい  
て、点数制度による処分に至らない  
場合であっても、免許停止の行政処  
分が行われている。  
これまで警察では、「後方からの  
追い上げ」「急な割り込み」「蛇行運  
転」「幅寄せ」など、他の車の走行  
を妨害する「あおり運転」に対し、  
車間距離保持義務違反、進路変更禁  
止違反、急ブレーキ禁止違反等の道  
交法違反や安全運転義務違反を適用  
してきた。しかし、こうした危険運



害目的運転)や刑法の暴行罪を適用  
し、「危険性帯有者」として運転免許  
停止等の行政処分を科すとした。  
なお警察庁では、車を運転中、危  
険な運転者に追われるなどした場  
合、パーキングエリアなど交通事故  
に遭わない場所に避難した上、ため  
らうことなく警察に一一〇番通報を  
するよう呼び掛けている。

転や交通トラ  
ブルから暴行  
や傷害、脅迫  
器物損壊など  
に至る事件が  
発生している  
ことから、特  
に悪質な運転  
には危険運転  
致死傷罪(妨  
害目的運転)や刑法の暴行罪を適用  
し、「危険性帯有者」として運転免許  
停止等の行政処分を科すとした。  
なお警察庁では、車を運転中、危  
険な運転者に追われるなどした場  
合、パーキングエリアなど交通事故  
に遭わない場所に避難した上、ため  
らうことなく警察に一一〇番通報を  
するよう呼び掛けている。

# 自転車利用者との 出合い頭事故に注意



警察庁が発表した、昨年一年間に  
発生した交通事故のうち、自転車  
絡む交通事故は全国で九万〇四〇七  
件発生し四八〇人が死亡、このうち  
対自動車との交通事故は七万六〇三  
六件発生し、約八四%を占めた。  
なかでも対自動車との類型別事  
故では、交差点での「出合い頭衝  
突」が四万〇八七五件で約五四%を  
占め、自動車同士など全ての交通  
事故での「出合い頭衝突」の割合が  
約二五%しか無いなか、自動車対  
自転車の出合い頭衝突は突出して  
いる。  
自動車対自転車の出合い頭衝突事  
三割に上っている。

故では、自動車のドライバーだけに  
事故原因があるのではなく、自転車  
利用者側の安全不確認や一時不停  
止、信号無視などの法令違反による  
ものが多くを占め、昨年の自転車乗  
車中の交通事故死者四八〇人のう  
ち、八割に当たる三三五人は、自転  
車利用者側の法令違反による事故で  
死亡している。

このため北海道警察では、自転車  
利用者による交通事故を抑制するた  
め、交通事故に直結する信号無視等  
の法令違反の自転車利用者に対し  
て、指導警告活動を強化しているほ  
か、悪質で危険な法令違反には検挙  
措置を講じ、警察庁などに送致する  
としている。

加害者や被害者にならないために  
も、車を運転するドライバーは、交  
差点では信号を無視する自転車がい  
るかもしれない、また、見通しの悪  
い交差点では自転車飛び出してく  
るかもしれないと考え、常に慎重な  
運転を心掛けよう。

組みとされている。  
このため旭川運輸支局では、今年  
度も同検査を通じ不正改造車両の排  
除に取り組みほか、定期点検実施を  
啓発するリーフレット等を活用しな  
がら、九月までに計一〇回(一一二〇  
〇台以上)の街頭検査を、交通安全  
運動期間や不正改造車排除運動等の  
各種運動期間に合わせ計画し、ドラ  
イバーへ定期点検整備の確実な実施  
を呼び掛けている。

また、違法車両に対しては整備命  
令書を積極的に交付するとともに、  
支局構内の車を確認する構内検査  
や、企業などを対象とした検査も効  
果的に行うとしている。  
なお、昨年度の旭川運輸支局が実  
施した街頭検査では、管内六地域に  
て延べ八五五台の車両に対し検査を  
行い、十三・九%に当たる一一一台  
の車両に何らかの不良が発見され  
た。そのうち、不正な改造を行って  
いた六台の違法車両に対しては整備  
命令書を交付し改善を命じたほか、  
稚内市にて実施した同検査では、無  
車検車(車検切れ車両)一台を発見  
し、捕捉している。

## 不正車両排除に向け 今年度の街頭検査を開始

旭川運輸支局



旭川運輸支局では、一点検整備推  
進運動の一環として、五月九日に  
同支局管内の富良野市山部車両計  
測所にて今年度の街頭検査を始動  
した。  
同検査には、旭川運輸支局の他、  
独立行政法人自動車技術総合機構旭  
川事務所をはじめ富良野警察署、旭  
川整備振興会等関係団体、旭川地方  
自家用自動車協会のスタッフ計二十  
名が、走行中の車両を止めて外観や  
灯火類、排気ガス濃度を確認し、ド  
ライバーへは啓発リーフレットを配  
布し、点検整備の必要性を直接呼び  
掛けた。

検査は、約二時間で一五九台の車  
両を確認。悪質な不正改造車の捕捉  
はなかったが、灯火類の不点灯(五  
台)、フロントガラスへの吸盤類の  
取付け(一台)、車体外へのタイヤ  
突出の恐れがある車両(一台)の計  
七台の保安基準不適合車両のドライ  
バーに対し、その場で運輸支局職員  
が改善指導を行った。  
街頭検査は、走行中の車両の状態  
を直接確認するため、車の違法状況  
や定期点検の実施状況、無車検走行  
の実態を確認するには効果的な取り

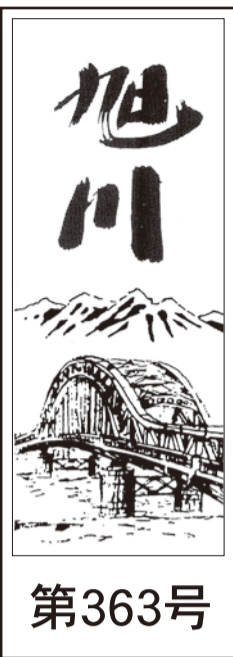


推せん者である役員氏名、住所は下記のとおりです。

(順不同)

Table with 4 columns: 会社名, 氏名, 住所, TEL. Lists various companies and their representatives.

優良運転者表彰 推せん書の受付を開始



当協会では、厳しい交通環境にもかかわらず安全運転に徹し、永年にわたり無事故・無違反を続けたドライバーを顕彰するため、今年も事業計画に基づき優良運転者表彰を行います。次の要領により表彰者の推せん書を受け付けますので、表彰対象となる方は是非お申込みください。

- 第五十七回優良運転者推せん要領
第一項 表彰者の範囲
(1) 当協会の会員の従業者で常に自家用自動車を運転している者。
(2) 第一項の(1)は、所属会員からの推せんがあった者。

第57回優良運転者推薦書

推薦者

旭川市春光町10番地
一般社団法人 旭川地方自家用自動車協会長 殿
平成 年 月 日

住所
名称及び氏名

下記の者を優良運転者として成績優良につき推薦いたします。

電話番号 番

Form for recommending a driver, including fields for name, address, phone number, and driving record.

運転免許証のコピーを貼付してください (Paste a copy of the driver's license here)

(注) 1. 各項目は楷書で、フリガナも記入してください。
2. 推薦者が法人の場合は代表者を記入、法人代表印を押してください。
3. 過去5年間の無事故・無違反証明書を添付してください。
4. ご提出された個人情報は、優良運転者表彰事業以外には使用いたしません。
なお、当事業遂行にあたり、個人情報を提供して一部業務を第三者に委託する場合がございます。



